平成28年所沢市行政不服審査会の答申の内容について

番号	事件内容	根拠法	申立日	諮問日	答申日	答申内容
1	固定資産税及び都市計画税課税処分取消請求事件	地方税法	6月10日	9月12日	10月5日	固定資産税及び都市計画税課税処分に係る本件審査請求については、本件処分に違法 又は不当な点は認められないことから、本件 審査請求を棄却するべきであるとの審査庁は 妥当である。
2	保育所等利用調整処分取消請求事件	児童福祉法	8月15日	12月12日	1月12日	保育所等利用調整処分に係る本件審査請求 については、本件処分に違法又は不当な点 は認められないことから、本件審査請求を棄 却するべきであるとの審査庁は妥当である。